

(参考様式2)

### 事前点検シート

ふりがな	にしあわくらそん	ふりがな	にしあわくらちくいちごのむらかつせいかけいかく
計画主体名	西粟倉村	活性化計画名	西粟倉地区いちごのむら活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和7年度 令和3年度～令和5年度	総事業費(交付金)	230,300千円(106,000千円)
活性化計画目標	交流人口の増加促進 191,310人/年	事業活用活性化計画目標	交流人口増加: 11,310人/年 生産するいちごを使った商品開発: 3件

計画主体 確認の日付	令和 3年 2月 18日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	--------------	-------------	-------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		いちご収穫体験農園・カフェ等特産品と農業体験コンテンツ創出と都市農村交流・ローカルベンチャーの情報発信拠点を整備することで交流人口の増加促進を目指した計画であり、法律及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		交付対象事業の実施により創出される利用者数増を評価指標に設定しており、妥当である
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画に掲げる目標に対して、事業活用活性化計画において具体的指標を掲げ整合を図っている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	—		該当なし
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・	○		第5次西粟倉村総合振興計画に農業の振興、観光交流の振興につ

	林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか			いて記載しており、連携は図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		第5次西粟倉村総合振興計画の策定は村民ワークショップにより出された意見を集約した形で作成されており、その中で農業振興、農業担い手の多様化また都市農村交流の促進が必要とされている。また、地域の農家とのコンセンサスについても、(株)西粟倉・森の学校の事業に対し理解されており、地域住民との合意形成を基礎としたものになっている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		(株)西粟倉・森の学校は従業者の約半数が女性であり、当該事業への意見や提案を聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		いちご農園等の整備については、西粟倉ローカルベンチャー推進協議会（会長：副村長、委員：村議会議長、金融機関3社、商工会）が実施する新事業創出事業で認定された事業である。情報発信拠点整備は平成28年度に重点道の駅に応募した際の整備計画に基づいて整備予定であり、村が積極的に推進する事業と位置づけられている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		農業体験施設、直売所・カフェ、情報発信拠点を整備することで交流人口増加推進を図ることとしており整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間5年、実施期間3年と設定しており適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—		該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		限度額106,000千円は交付対象事業費212,000千円の1/2。 いちご農園ハウス：4152 m <sup>2</sup> ×40千円=166,080千円≥165,000千円 販売力強化施設：200 m <sup>2</sup> ×290千円=58,000千円≥36,300千円 交流促進施設：100 m <sup>2</sup> ×290千円=29,000千円≥29,000千円 いずれも範囲内である。

1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		全村域を計画区域に設定しており、市街化区域は存在しない。 農林地面積割合 5,642 ha/5,797 ha=97.3%>80% 農林業従事者割合 107人/740人=14.5%>5%
------	----------------	---	--	--

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		建築基準法等各種法令に基づいた設計を行う。 また、施工管理についても建築事務所等に委託し行い、法令等に基づいた工事管理、検査体制を整える。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○		㉓都市農山漁村総合交流促進施設：木造平屋を予定 ㉖地域連携販売力強化施設：事業主体の工場を有効活用の上、一部を改築、村産材等木材をして整備する予定。村産材等木材を利用して行う予定
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○		㉓都市農山漁村総合交流促進施設：軸組工法を予定 ㉖地域連携販売力強化施設：構造に影響しない内装を木質化して整備する予定
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	○		改築部分について除却撤去を行う箇所については、交付対象事業費に含まず積算している。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上	○		建築物及びそれに付帯する設備は全て耐用年数5年以上である。 いちご収穫体験ハウス 24年（鉄骨造）

	ものであるか			いちご収穫体験ハウス設備 10年 カフェ・直売所改築 6年(木造作)〔法定耐用年数31年×20%=6.2年〕 情報発信拠点施設 24年(鉄骨造)
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	○		農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領により算定
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		当該事業の投資効果率1.53である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		実施要領別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」「農林漁業・農山漁村体験施設」、事業メニューは「㉓都市農山漁村総合交流促進施設」「㉗地域連携販売力強化施設」「㉘農林漁業・農山漁村体験施設」、要件類別は農山漁村交流対策型であり、事業内容は1(1)多様な農山漁村と都市との交流の促進に必要な施設整備である。 対象地域となる全村域は、振興山村、過疎地域、特定山村、豪雪地帯の指定を受けている。 事業主体は西栗倉村及び西栗倉村が出資する法人株式会社西栗倉・森の学校である
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		村及び村内法人が事業主体である。(株)西栗倉・森の学校では既に事業計画が作成されており、情報発信拠点についても完成後は管理条例を設ける予定としている。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○		現状の入り込み客数については、道の駅等を管理する第三セクター会社の集計より把握しており、新規である当該施設の今後の入り込み客数については、(株)西栗倉・森の学校の事業計画により推計している。

	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		村内にはいちご栽培農園はない。その他類似施設についても新規である当該施設の整備により、交流人口を増加させることで相乗効果を発揮することができるかと考える
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		鳥取自動車道西粟倉 IC 隣の道の駅あわくらんどの利用状況を踏まえ、(株)西粟倉・森の学校で事業計画されている。情報発信拠点については、当該道の駅内に設置することとしている。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		村中心部の狭い範囲（西粟倉 IC、道の駅を中心に半径3km）に新規である当該施設やローカルベンチャー事業者の多くが集約されており連携可能である。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		都市農村交流コンテンツの新規創出と既存ローカルベンチャー等を含み、情報発信拠点からの発信を強化していく計画としている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		(株)西粟倉・森の学校では既存製材所事業でも女性社員が多く、当該新規事業においても参画が予定されている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		整備施設についてはいずれも交付対象基準内であり、ハウスについては他地域事例を参考に見積精査しており妥当と考える。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		電気機械設備等の配置などにも配慮し、整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当なし
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当なし
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		鳥取自動車道西粟倉 IC から約3km圏内であり、国道373号沿いに整備されることから適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		いちご農園：既に土地所有者からの長期賃貸契約で承諾済みである。 情報発信拠点：既存施設内に整備
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施	—		該当なし

	要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか			
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	○		低コスト耐候性ハウス2棟 【いちご収穫体験ハウス】 51,810,000円/1,296㎡=39,977円/㎡<40,000円/㎡ 【いちご栽培ハウス】 113,190,000円/2,856㎡=39,632円/㎡<40,000円/㎡
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○		栽培用ハウス整備以外の施設について 収穫体験ハウス:1296㎡情報発信拠点:100㎡、地域連携販売力強化施設:200㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	○		情報発信拠点(新設):100㎡×290千円=29,000千円≤29,000千円 地域連携販売力強化施設(改築):200㎡×290千円=58,000千円≥36,300千円かつ1500㎡≥200㎡
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○		いちご農園、カフェ・物販等施設、道の駅の相互にいちごをキーにした商品展開を計画している。また、情報発信拠点これら施設と村内既存ローカルベンチャーをつなぎ合わせ都市農村交流を促進することを計画しており相互連携が図られている。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○		単にいちご栽培農園として特産品生産の機能だけでなく、併設カフェ・直売所施設を併設することで販売力強化を図っている。また、情報発信拠点はこれらのブランド化・販売促進に貢献する機能としても位置づけられている。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○		いちご農園等は(株)西栗倉・森の学校の既存事業と人員を共有する計画から繁忙期の人員を流動的に確保することができ、農園及び

				情報発信拠点とも1年を通して運営されるものであることから継続的な雇用安定と所得の発現が見込まれる。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		生産されるいちごを使った商品開発を計画し、道の駅でも商品販売を計画している。また、(株)西栗倉・森の学校は既存従業員の女性割合も高く、当該事業への多様な参画も期待できる。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		(株)西栗倉・森の学校：事業者負担部分の資金調達の見通しは既に立っている 情報発信拠点：村負担部分について起債対応または一般財源を充当する予定
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		いちご農園等：(株)西栗倉・森の学校で競争性を確保したうえで民間調達予定である 情報発信拠点：一般競争入札を予定
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		いちご収穫体験農園等：(株)西栗倉・森の学校が管理運営を行う。適正に管理できるよう事業計画も作成している。 情報発信拠点：西栗倉村が完成後、管理運営を規定する条例を制定する予定。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		収支計画は策定済み。経営診断は中小企業診断士に依頼し経営診断済み。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○		重複申請なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		農業体験を主軸に観光交流促進を目的とした施設整備である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		農業体験を主軸に観光交流促進を目的とした施設整備であり、強い農業づくり総合支援交付金等の交付対象とはならない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振	—		該当なし

興局長通知) 別紙 (以下「配分基準別紙」という。) による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか (ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)			
---	--	--	--